

高圧ガス消費事業者の皆様へ

高圧ガス容器の「管理徹底」と「早期返却」のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協議会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当協議会は、高圧ガス容器の管理不備から発生する災害事故を防止するため、関係業界はもちろんのこと、高圧ガスの消費者の皆様と一体となって、日頃から様々な取り組みを行っております。しかしながら平成18年5月の集中豪雨により、河川が増水し、川岸での工事に使用するために保管していた酸素・アセチレン容器が流出しました。幸い、この容器は3ヶ月後に発見され大事には至りませんでした。当協議会としましては、徹底した容器管理が必要であるとの再認識をした次第です。

当協議会としましては、高圧ガス容器の管理につきましては、一層徹底してまいりたいと存じますので、皆様方におかれましても、是非ともご協力頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

☆ 次の諸事項の徹底をお願いします

1. 使用済みボンベ又は「6ヶ月以上の長期停滞ボンベ」は、放置せずガス販売業者へ返却して下さい。
2. 充てん容器等は、転落・転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けるような粗暴な取扱いをしないで下さい。

☆ 特に「確認」していただきたい箇所

1. 「出張工事現場」等で、外部へボンベを持ち出したままになっていませんか？
2. 貴事業所内の各現場等で、長期間ボンベが置かれたままになっていませんか？

お願い

- ① 原則として、6ヶ月以上の借用ボンベの返却等については、ガス販売業者と相談し対処して下さい。
- ② 高圧ガスボンベは、受払い台帳等で所在管理をして下さい。
- ③ 周知文書は、実際にボンベを取扱う方に必ず見せて下さい。
- ④ 高圧ガスの使用は、高圧ガス保安法での規制の対象となります。

和歌山県総務部危機管理局消防保安課

和歌山県高圧ガス協議会

ガス販売業者名